

2024年



福岡労働者支援事務所 情報誌

労働情報

アシスト ふくおか

よかばい・かえるばい企業大賞決定!!

福岡県働き方改革実行企業「よかばい・かえるばい企業」の登録数が1000社を突破したことを記念して、令和6年5月16日（木）に電気ビル共創館みらいホールにおいて、「～みんなで考えよう～ふくおか新時代の働き方フォーラム」を開催し、200名以上の方にご参加いただきました。



服部福岡県知事（左）と
大賞受賞企業の社会保険労務士法人アドバンス

4社の「よかばい・かえるばい企業」が働き方改革の取り組みについてプレゼンテーションを行い、来場者全員の投票により、よかばい・かえるばい企業大賞、優秀賞が決定しました。

大賞：社会保険労務士法人アドバンス

優秀賞：株式会社ペンシル、ICTコンストラクション株式会社、株式会社クボタ九州支社

「よかばい・かえるばい企業」とは

- 多様な人材が多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を發揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、働き方を見直すための取組を宣言し実行する企業のことです。登録企業は「福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト」上で自社の目標や取組内容、その取組結果を公開します。



登録企業のリストや登録方法等についてはこちら

→<https://hatarakikatkaeru.pref.fukuoka.lg.jp/campaign/>



働き方改革地域実践事業

「勤務間インターバル」制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休憩時間（インターバル）を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものです。

働き方改革制度の導入促進のため、「勤務間インターバル」制度をテーマとしてセミナーを開催します。ぜひご参加ください。

令和6年7月18日（木）13:30～15:00 オンライン（Zoomを使用）

詳しくはこちら→<http://fukuoka-hatarakikata.com>



労働相談をお受けします



福岡労働者支援事務所では労働相談を受け付けています。
労働者、使用者どちらからの相談にも対応しています。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください

相談無料
秘密厳守

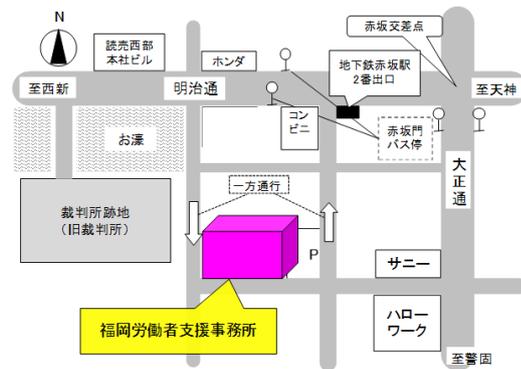
通常相談 (電話・来所) ※予約不要	月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	福岡労働者支援事務所相談電話 <u>092-735-6149</u>
夜間電話相談 ※予約不要	毎週水曜日20:00まで (祝日の場合は翌日)	
メール相談	随時受付 ※ 回答は電話等で行います	専用メールアドレス fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

■出張労働相談も実施しています

- 大野城市 毎月第2水曜日10:00～12:00 大野城まどかびあ内男女平等推進センター アスカーラ
予約電話：092-586-4035 (2日前まで要予約)
- 糸島市 毎月第2金曜日14:00～16:00 糸島市男女共同参画センター ラポール
予約電話：092-324-2800 (2日前まで要予約)
- 福津市 6,9,12,3月の第1火曜日10:00～12:00 福津市役所男女共同参画推進室
予約電話：0940-43-8116 (前週金曜日まで要予約)

6月の日曜労働相談会 【予約優先】

- ◆ 日時：6月23日(日) 10時～18時 (受付は17時30分まで)
- ◆ 場所：福岡労働者支援事務所
- ※ 弁護士相談は、14時～18時 (受付は17時まで)



これからの特別労働相談会

日曜日や平日夜間に対応する「特別労働相談会」を実施しています。
今年度の今後の予定は以下のとおりです。
なお、場所はいずれも福岡労働者支援事務所です。



相談会の名称	開催日時
職場のハラスメント集中相談会	令和6年9月25日(水)、26日(木) 9時～20時
日曜労働相談会	令和6年11月24日(日) 10時～18時
解雇・雇止め集中相談会	令和7年2月26日(水)、27日(木) 9時～20時

女性

福岡県の就職支援機関（福岡地域）

求職者の皆さんひとりひとりに寄り添った支援を行っています。是非、ご活用ください！

4月から「子育て女性就職支援センター」から名称が「ママと女性の就業支援センター」に変わりました

福岡県ママと女性の就業支援センター福岡

福岡市中央区赤坂1-8-8
福岡西総合庁舎5F

☎092-725-4034



県内にお住まいの働きたいと思っている女性を対象に、就業相談や保育などの情報提供、就職や仕事に役立つセミナーの開催、出張相談の実施、仕事のあっせん（職業紹介事業）などを行っています。

子育てや介護中の女性をはじめ、非正規雇用労働者の女性、無業の女性等、就職への困難さ、働きづらさを抱える女性の就職支援を行っています。

専門のコーディネーターがお一人、おひとりの能力や家庭の事情を踏まえ、相談から就職まで、きめ細かな支援を行います。ぜひお気軽にご相談ください。

<https://www.hataraku-mama.jp/>



年代別

福岡県の就職支援機関（福岡地域）

求職者の皆さんひとりひとりに寄り添った支援を行っています。是非、ご活用ください！

福岡県若者就職支援センター

福岡市中央区天神1-4-2
エルガーラオフィスビル12F

☎092-720-8830

同じフロアに福岡若者ハローワークなど若者の就職支援機関が複数あります！

学生からおおむね39歳までの求職者の皆さんを対象に就職相談、セミナー、合同会社説明会等のイベントを実施しています。

就職相談や各イベントは、オンラインでも実施していますので、県外の方もお気軽にご利用ください。

<https://ssc-f.net/>



福岡県中高年就職支援センター

福岡市博多区博多駅東1-1-33
はかた近代ビル5F

☎092-292-9250

国（ハローワーク）と福岡県が共同で設置した就職支援のための施設です。

おおむね40歳からの中高年求職者の皆さんを対象に、個別就職相談、ハローワークによる職業相談・職業紹介、資格取得講座、各種セミナー、企業面接会など様々な支援メニューを用意して、新しい就職先が見つかるまで、しっかりとサポートします。また、就職活動に不安を抱えている方に対する専門家による「心の健康相談」なども行っています。

<https://www.tsc-f.net/>



福岡県生涯現役チャレンジセンター福岡オフィス

福岡市博多区博多駅東1-1-33
はかた近代ビル5F

☎092-432-2577

高齢者の皆さんが多様な活躍の機会を得られるよう、就業や社会参加を支援する総合拠点です。

再就職、派遣、シルバー人材センター、起業、NPO/ボランティア、地域活動への参加など多様な選択肢を提案しています。

<https://www.geneki-f.net/>





知っておきたい！
働くときのルール

労働条件を確認しましょう

労働条件通知書の交付は使用者に課せられた法律上の義務です！

労働条件通知書に明示すべき事項は法令で定められています

労働トラブルを防ぐために…

- 事業主の方は、労働者を採用する場合には、必ず労働条件通知書を労働者に交付しましょう。
- 求職者・労働者の方は、自分の働く労働条件について、必ず労働条件通知書で確認しましょう。

2024年4月から労働条件の明示のルールが変更されています

労働条件として明示すべき事項に下記の4項目が追加されています。

〔対象：すべての労働者〕	<input type="checkbox"/> 就業の場所・従事すべき業務の変更の範囲
	<input type="checkbox"/> 有期労働契約の更新上限
〔対象：有期契約労働者〕	<input type="checkbox"/> 無期転換申込機会
	<input type="checkbox"/> 無期転換後の労働条件



詳しくはこちら → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html

最低賃金について

最低賃金は、正社員のみではなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

福岡県の最低賃金	1時間	941円
福岡県の特定最低賃金 特定最低賃金には、「適用除外」に該当する場合があります。下記「最低賃金に関する特設サイト」をご参照ください。	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,053円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 1,019円
	輸送用機械器具製造業	1時間 1,029円
	百貨店、総合スーパー	1時間 945円
	自動車（新車）小売業	1時間 1,028円

- 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室（電話 092-411-4578）またはお近くの労働基準監督署にお尋ねください。
- 最低賃金に関する特設サイト <https://pc.saiteichingin.info/>

【発行者】 福岡県 福岡労働者支援事務所 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5F
092-735-6149